平成２２年（フ）第８５５１号
京都府福知山市夜久野町今西中567番地
債務者　衣川一九世
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７５３号
大阪府門真市末広町40番11―305号
債務者　春名佳代子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９号
秋田県大仙市堀見内字西寺村72番地１
債務者　竹村　正人
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１００号
秋田県大仙市堀見内字西寺村72番地１
債務者　竹村梨香子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第８０８号
川崎市宮前区初山１丁目23番10号　第２萩原荘202、前住所川崎市宮前区菅生ケ丘32番１―205号　市営住宅
債務者　川端　春美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４７号
愛知県豊田市桂野町岩谷13番地１
債務者　鹿嶋　光男
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７９号
岡山市中区長岡　県営住宅512
債務者　宮本シズ子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１４号
広島県福山市加茂町大字下加茂801番地、旧住所広島県福山市蔵王町3220番地　ハイツ蔵王435号
債務者　高橋　幸司
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後３時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３１５号
広島県福山市蔵王町3220番地　鋼管鉱業社宅216、旧住所広島県福山市大門町２丁目７番18号
債務者　高橋真樹子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後３時15分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１９４９５号
埼玉県川口市東川口６丁目13―８―208　エンゼルハイム東川口第５
債務者　志賀　敏之
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４９６号
千葉県市川市国府台１丁目５―25―201
債務者　小島　秀雄
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５０１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区上菅田町1500　笹山アパート10棟308号
債務者　薗部　法子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５０３号
千葉県白井市清水口２丁目１―14―202
債務者　中村久美子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５１７号
東京都荒川区荒川３丁目23―５
債務者　荒井　博子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６７５号
東京都足立区西伊興１丁目１―23　メゾンモァトォール33　403号
債務者　能村　圭一
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部